



JASDAQ

平成 26 年 4 月 22 日

各 位

上場会社名	株式会社レイ
代表者	代表取締役社長 分部 至郎
(コード番号)	4 3 1 7)
問合わせ先	取締役 中村 準三
(TEL	0 3 - 5 4 1 0 - 3 8 6 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 5 月 29 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の目的を整理し明確化を図るとともに、今後の事業展開および事業内容の多角化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）について所要の変更を行うものであります。併せて、全般にわたり規定の移動、削除及び表現の修正を行うものであります。
- (2) 取締役の経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やため、さらには経営環境の変化に即応できる最適な経営体制を機動的に確立するため、現行定款第 21 条（取締役の任期）に定める取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮するものであります。また、取締役の期差が生じないようにするため、任期を調整する規定を新設するものであります。但し、平成 25 年 5 月 29 日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものと致します。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により実施することが可能となるよう、定款第 48 条（剰余金の配当等の決定機関）、定款第 49 条（剰余金の配当の基準日）、定款第 50 条（配当金の除斥期間）として新設し、これに伴い所要の変更を行うものであります。併せて剰余金の配当に係る決議機関等の変更の効力発生時期に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 5 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 26 年 5 月 29 日

以 上

(下線部分は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>下記の業務を目的とした会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を経営・管理すること</u></p> <p>① <u>各種イベント企画制作業</u></p> <p>② <u>各種映像企画制作業</u></p> <p>2. <u>テレビコマーシャル及びピーアール用ビデオテープの企画・制作・編集・販売</u></p> <p>3. <u>映画、テレビ、ビデオテープ、シーディー、ディーブイディー等各種映像物の企画・制作・編集・販売</u></p> <p>4. <u>コンピューターを使用した映像制作装置の開発、製造、販売及び保守管理</u></p> <p>5. <u>ビデオ及び写真撮影、フィルム撮影及び広告・グラフィックデザイン制作</u></p> <p>6. <u>コンピューターグラフィックその他関連するソフトウェアの企画制作・販売</u></p> <p>7. <u>新聞、雑誌、パッケージ、包装用品等の広告宣伝物の企画・制作並びに印刷</u></p> <p>8. <u>キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等）の企画・デザイン及び著作権、商標権、意匠権の管理業務</u></p> <p>9. <u>舞台、展示場、催し物会場での演出の企画、制作及び実施</u> (新設)</p> <p>10. <u>電気通信工事の設計、施工、請負及び保守管理</u> (新設)</p> <p>11. <u>各種マーケティング業務</u> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>12. <u>前記各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>各種プロモーション等の企画、制作、実施業務</u></p> <p>2. <u>展示会、博覧会、ショールーム等の企画、制作、実施業務</u></p> <p>3. <u>TVCM、PRビデオ、映画、ラジオ・テレビ等の番組、CG、DVD等各種映像物の企画、制作、撮影、編集、販売</u></p> <p>4. <u>新聞、雑誌、各種印刷物、パッケージ、プレミアム商品、包装用品等の企画、デザイン、制作、編集、印刷、出版、販売</u></p> <p>5. <u>商業デザイン、工業デザイン、ロゴ、マーク、キャラクター等の企画、デザイン、制作、販売</u></p> <p>6. <u>映像音響機器のレンタル及びオペレーション</u></p> <p>7. <u>ライブの中継、撮影、ネットワーク配信業務</u></p> <p>8. <u>各種映像音響機器及び付帯するソフトウェアの企画、開発、製造、販売、保守、オペレーション指導及び運営サポート</u></p> <p>9. <u>学会、コンベンション、展示会、各種会議等の運営、管理業務</u></p> <p>10. <u>映像音声制作編集スタジオの運営並びにレンタル</u></p> <p>11. <u>電気通信工事、展示施工、建築工事の設計、施工、請負及び保守管理</u></p> <p>12. <u>広告代理業</u></p> <p>13. <u>各種マーケティング業務</u></p> <p>14. <u>ソフトウェアの企画、制作、販売</u></p> <p>15. <u>商業施設、公共施設の企画、設計、運営</u></p> <p>16. <u>プロデューサー、作家、アーティスト等のマネジメント業務</u></p> <p>17. <u>著作権、商標権、意匠権、特許権等の知的財産権の利用開発、販売及び管理</u></p> <p>18. <u>前期各号に掲げる事業及びこれに相当する事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業を支配・管理すること</u></p> <p>19. <u>前記各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(期末配当金) 第 48 条 当社は株主総会の決議によって毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当金) 第 49 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間等) 第 50 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 48 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 49 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。 3. 前項のほか、別に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) 第 50 条 配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 2. 未払の配当金には利息を付けない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 第 21 条の規定にかかわらず、平成 25 年 5 月 29 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成 27 年開催の定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第 2 条 第 48 条、第 49 条、第 50 条の変更は、平成 27 年開催の定時株主総会終結の時をもって、効力が発生するものとする。</p> <p>第 3 条 本附則第 1 条から本条までの規定は、平成 27 年開催の定時株主総会終結の時をもって、これを削除する。</p>